

報 道 資 料

令和4年4月1日
総務部法務文書課
県政情報公開係 杉村、山口
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第264号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第339号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から公立大学法人奈良県立大学理事長に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和4年3月31日
- ◎ 実施機関：公立大学法人 奈良県立大学 総務課
- ◎ 対象行政文書：図書館情報管理システム内でデータベース化された貸出状況のうち、平成30年10月16日時点で返却期限日を過ぎているもの

- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決定：一部開示決定
 - 不開示部分：ア 奈良県立大学の学生及び教員の氏名
イ 奈良県立大学学生に係る利用者番号
 - 不開示理由：条例第7条第2号に該当
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

※審査請求の対象は、開示請求日時点での延滞データ及び上記不開示部分アのうち、奈良県立大学の教員の氏名のみ。

- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判断理由：

1 本件行政文書について

実施機関では、図書館の貸出状況を図書館情報管理システム内でデータベース化しており、各利用者の貸出状況を出力することができる。

本件行政文書は、平成30年10月16日時点でデータベースに保存された貸出状況を出力した文書であり、貸出状況には利用者の氏名、利用者番号、貸出中の図書及び返却期限等が記載されている。

2 本件決定の妥当性について

(1) 行政文書の特定について

審査請求人は、平成30年10月9日に行った本件開示請求に対応する行政文書として、図書館情報管理システム内でデータベース化された貸出状況のうち、「平成30年10月16日時点で返却期限日を過ぎているもの」が特定されたことについて、文書の特定に誤りがある旨主張しているため、以下検討する。

この点について、当審査会が事務局を通じて実施機関に確認したところ、貸出状況のデータベースは日々更新されており、過去の特定の時点に遡って貸出状況を出力することはできない仕様となっている。本件請求への対応に際し、開示請求日時点の貸出状況を出力しておらず、また、実施機関の業務に必要なため、開示請求日以降も、当該データベースを更新していた。

実施機関は、行政文書開示請求においては、開示請求日において実施機関が保有する文書を開示対象とすべきところ、上記のような処理を行っていたため、平成30年10月17日に、審査請求人に対し事情を説明した上で、平成30年10月16日時点でデータベースに保存されていた貸出状況を出力した文書を、本件開示請求に対応するものとして特定した旨主張している。

一般に、日付の特定のない行政文書開示請求があった場合には、開示請求時点の文書を特定して開示決定することが求められるが、本件においては、システムの仕様上過去の特定の時点に遡って貸出状況を出力することはできないことから、事務処理上請求日から一週間後の10月16日の貸出状況を本件対象文書として特定せざるを得なかったとのことである。

このことについて、実施機関における通常の事務処理を考えると、10月16日の貸出状況を本件対象文書として特定したことは、著しい事務処理上の不適正があったとはいえ、是認できる範囲のものといえる。また、平成30年10月9日時点の貸出状況を出力できないという実施機関の説明に特段の不自然、不合理な点はない。

以上のことから、本件の文書特定に本件決定を取り消さなければならないほどの誤りがあったとまではいえないと判断する。

(2) 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、本件決定において不開示とした奈良県立大学の教員の氏名（以下「本件教員の氏名」という。）について、条例第7条第2号に該当すると主張しているの、以下検討する。

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

本件教員の氏名は、これを開示することにより、特定の個人を識別できることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

同号ただし書ウでは、公務員等の職務遂行に係る情報のうち、職及び職務遂行の内容に係る部分については、当該公務員等の個人に関する情報としては不開示とはしないこととされているが、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報とはしていない。

この点について、事務局を通じて実施機関に確認したところ、奈良県立大学の教員の氏名は職員録、ホームページ等で公にされているが、教員の図書館利用については、それが職務遂行上のものか私用かの区別はしておらず、その全てが公務員等の職務遂行に係る情報であるということとはできないとのことであるから、本件教員の氏名は本号ただし書ウに該当しない。

また、実施機関の職員の私的な図書館利用については、公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報ではないので同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イに該当しない情報であることは明らかである。

以上のことから、本件教員の氏名については、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当する。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成30年10月9日		
② 決定	平成30年10月23日	付けで一部開示決定	
③ 審査請求	平成31年1月24日		
④ 諮問	平成31年2月25日		
⑤ 経過	令和3年8月3日	第254回審査会	審議
	令和3年10月1日	第255回審査会	審議
	令和3年11月26日	第256回審査会	審議
	令和3年12月24日	第257回審査会	審議